

安平町では、医師の判断だけでなく、集団健診（基本健診とも）を受けた方全員に眼底検査を実施しております。その結果、眼底検査の受診者は平成18年度は738名、平成19年度は638名となった。

(答弁の意味は)

この答弁では、「基本検診の人数」と「眼底検査の受診人数」は「同じだ」と言っているのですが、事前の健康福祉課からの「回答」では、この2つは、「別だ」としていたのです。また、同じく健康福祉課から受け取った文書も、答弁を否定する内容になっています。

(1) 6月5日(④)の「健康福祉課 健康推進グループ」からのメール回答では、「健診を受診した方の中で対象者が選出される」と回答していたのです。つまり、健診受信者数と「選出」された眼底検査の受診人数は、**別**と言うこととなります。

(2) もう一つ、「間違いを指摘する根拠」があります。健康福祉課から頂いた「法改正による特定健診項目変更内容」のプリントの下段に書かれた内容「安平町独自の実施について」の中で、「眼底検査と心電図検査」(※4)は、「医師の判断に基づき、追加して実施」とあります。これは「平成19年度以前」とありますから「基本健診」が該当になります。

しかも、この中では、わざわざ、「医師の判断に基づき」と記載されていますので、池田答弁にあった「安平町では、医師の判断だけでなく基本健診を受けた方全員に眼底検査を実施していた。」と言うことは、明らかな間違いです。

池田参事は、「何度も言っているのに（質問者である私が）理解しない」と皮肉を混ぜながら答弁をしましたが、答弁者が、間違えることもあるのです。